

勝浦市農業委員会会議録

(7月定例会)

平成30年7月6日(金曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	9番 高旨粧一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地等の利用の最適化に関する指針について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

テレビ等で拝見しますと、台風7号の雨雲の影響により日本中で、特に西日本では大雨が降っており、河川等も氾濫している状況でございます。

一方で我々の地域では、もう少し雨が降ってほしいというような状況が続いております。

西日本では非常に大きな災害が出てくるという感じを受けましたので、今後もテレビ等を見ながら状況を把握していきたいと思えます。

それこそ稲作の状況でございますけれども、6月末から7月頭に掛けて非常に暑い日が続いております、昨年よりも収穫時期が早まってきているのではないかと思います。

ふさこがね、ふさおとめにつきましては、田植えの時期も多少異なると思えますけれども、7月の10日過ぎには穂が付き始め、コシヒカリにつきましても7月の20日ごろには穂が付いてくるのかなと感じます。

そういった中、日々田の見回り等でお忙しい中会議にご出席いただきまして、大変ご苦労様でございます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会7月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口委員は欠席のため、1番吉野茂子委員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

議案第1号、申請番号1番、申請地は小羽戸の田、1筆、933平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数336枚、発電量94.08キロワットです。

転用の時期は平成30年9月20日から平成30年12月20日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は施設で発電された電力を電力会社に売電供給する事業を計画したいとし、譲渡人は事業者の計画に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、小羽戸消防詰所の●側、約●●●メートルの位置となります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は浜行川、大沢の田、1筆、664平方メートル、畑、1筆、684平方メートルの合計2筆、1,348平方メートルで、太陽光発電所に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数360枚、発電量99キロワットです。

転用の時期は平成30年8月3日から平成30年10月20日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したいと考え計画したとし、譲渡人は事業者の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、行川アイランド駅の●側、約●キロメートルの位置となります。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は浜行川の田、2筆、1,071平方メートル、太陽光発電所に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数164枚、発電量51.82キロワットです。

転用の時期は平成30年8月1日から平成30年8月31日で、資金計画は借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したいと考え計画したとし、譲渡人は事業者の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、行川アイランド駅の●側、約●●●メートルの位置となります。

以上で議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、3番数金清美委員、お願いします。

○3番（数金清美委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月4日、申請者と電話連絡により事業計画内容を確認しました。

現地は、休耕しており雑草が繁茂している状況でありました。

譲受人は、計画施設で発電された電力を電力会社に売電供給する事業を計画したいとして申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水は雨水のみで地下

浸透とする計画であり、土砂の搬出入はありませんので、関係法令につきましては特にご
ざいませぬ。

周辺の形状から、農地等の排水が集まる土地であり、今後も排水が円滑に行われるよう
排水パイプを設置する旨の誓約がなされており、周辺の営農条件の確保はできていると考
えます。

資金計画も妥当と思われることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号2番及び3番につきまして、滝口委員に代
わり、吉野茂子委員、申し上げます。

○1番（吉野茂子委員） 申請番号2番について報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月30日、申請者と面談し現地を確認したところ、休耕しており雑草が繁茂している
状況でありました。

譲受人は、自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したいとして申請
に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水は雨水のみで地下
浸透とする計画であり、土砂の搬出入はありませんので、関係法令につきましては特にご
ざいませぬ。

周辺の農地は耕作されておらず、営農への影響はないものと考えます。

他の土地での代替性もないと思われ、資金計画も妥当と思われることから、転用の実現
性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、申請番号3番について報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月30日、申請者と面談し現地を確認したところ、休耕しており雑草が繁茂している
状況でありました。

譲受人は、自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したいとして申請
に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水は雨水のみで地下
浸透とする計画であり、土砂の搬出入はありませんので、関係法令につきましては特にご
ざいませぬ。

周辺の農地は耕作されておらず、営農への影響はないものと考えます。

他の土地での代替性もないと思われ、資金計画も妥当と思われることから、転用の実現

性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

続きまして、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年6月26日付けで決定を求められたものです。

はじめに資料の4ページをご覧ください。

この資料の4ページなんですけれども、貸付者が7月4日にご逝去されたという情報がありまして、市長部局の方より申請番号1番につきましては、取り下げていただきたいというお話しがございましたので、4ページの申請番号1番につきましては取り下げというところをお願いしたいと思います。

公告前にこのような事態が発生した場合は、後継する方と新たな計画を設定をすることになりますので、今後この土地につきまして、新たな計画が設定されてくると思います。

続きまして、資料の5ページの申請番号2番から69ページの申請番号66番までが、大森地区ほ場整備事業の関連であることから一括してご説明いたします。

5ページの後ろに、現況計画平面図を添付してございます。

本件は、大森地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

なお、大森地区については、今回が初めての設定となりますので、農用地利用集積計画の説明に先立ち、大森地区のほ場整備につきまして事業の概略をご説明いたします。

整備後の農地整備面積は38ヘクタール、当初は経営体育成基盤整備事業で計画され、現在は土地改良法の改正により新たに設定された農地中間管理機構関連農地整備事業で実施する計画となっています。

既に県耕地課が主催する農業農村整備事業審査会の2次審査も終了し、国の審査が今年度7月中旬から行われる予定であり、来年度、平成31年度の新規採択を目指し推進しているところであります。

それでは、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

資料5ページの申請番号2番から69ページの申請番号66番までが、賃借権を設定しようとする案件であります。

申請件数65件、大字は大森と上植野であり、田、385筆、284, 299.86平方メートル、畑、16筆、9, 436.61平方メートル、山林、原野、宅地の農業用施設用地、12筆、1, 620.83平方メートルの合計413筆、295, 357.30平方メートルであります。

利用計画は水田及び普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、8月1日から17ヶ年の新規設定です。

なお、後の報告に関連するところでありますが、新たに賃借権を設定するにあたっては、これまで設定してありました権利等を解除する必要があるありまして、今回の賃借権設定に際

しまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の解約の手続きを行うとともに、農業者年金の経営移譲年金受給に関連する事項としまして、農地法第3条許可後の使用貸借解約の手続きも行いました。

これは、経営移譲年金を受給している方々が設定している農地法第3条の規定による使用貸借についても解除する必要がある、通常では使用貸借を解除して受給者に所有権が戻るにより経営移譲年金は停止となるところですが、1年以内に農地中間管理機構に農地を貸し出すのであれば特例として年金の支給停止にはならないとされていることから、これによる手続きでございます。

報告の内容も含まれましたが、以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号2番から66番につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号2番から66番は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、勝浦市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を定めようとするものです。

内容についてご説明いたします。

資料の70の1ページをご覧ください。

はじめに1、遊休農地の解消についてというところになります。

（1）遊休農地の解消目標268ヘクタール、平成30年度については6ヘクタールの目標としました。

この目標設定の考え方といたしまして、平成28年7月時点での遊休農地の面積が597ヘクタール、この597ヘクタールの遊休農地を10年後にすべて解消するという考えで目標が設定されております。

平成28年度において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々に実施していただきました利用状況調査の結果、再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となった面積が370ヘクタールございましたので、昨年の数値は227ヘクタールとなっておりますけれども、平成29年度の利用状況調査の結果により、新たに発生した遊休農地があり、現在の数値が268ヘクタールとなります。

この268ヘクタールを平成38年度までの今後8年間で解消を目指していくこととなりますので、1年あたり約34ヘクタールが目指す数値となりますが、34ヘクタールという面積は現実には非常に厳しい数値でありますので、34ヘクタールは目指す面積、確実に解消する面積を6ヘクタールと設定いたしました。

この6ヘクタールの算出は、委員1人あたり、利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをする農地流動化ワンスリー運動を根拠とし、前年を踏襲する数値としています。

(2)の、これを推進していく具体的な取り組み方法といたしまして、昨年度に皆さんに実施していただきました利用状況調査におきまして、597ヘクタールの遊休農地の内平成28年度に370ヘクタールが再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となったところであり、今後も荒地化が進んでしまうことが予想されるなかで、昨年同様に遊休農地判断の統一の見解が重要であると考えます。

荒地等の非農地を除外することにより遊休農地の面積が減となるとともに、比較的耕作条件が良い遊休農地につきましては、中間管理機構への貸付について誘導を図ること、その他の遊休農地についても各々の所有者単体では費用が非常にかかることから地域全体でその農地の環境保全の取り組みを促進していくということで、遊休農地の解消・発生防止の機運を醸成していくという活動に取り組んでいく、というところがございます。

次に2担い手への農地利用集積について、(1)担い手への農地利用集積目標面積につきましては117.5ヘクタール、平成30年度については28.3ヘクタールとしました。

この目標面積につきましては、平成26年9月に作成された勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、概ね10年後に担い手への利用集積目標面積211ヘクタールを基礎数値として、算出したものであります。

6月定例会で決定しました平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画により、担い手への農地利用集積117.5ヘクタール、これまでの集積実績89.2ヘクタールから、今年度の目標数値が28.3ヘクタールとなっております。

目標年度につきましては、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が概ね10年後を見据えていることから、平成36年度を目標年度としております。

また、農地流動化ワンスリー運動というものを千葉県が実施しており、委員1人あたり利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをするというものであり、30アールの掘り起こしから、1人3反歩ということでワンスリーとなりますが、その運動に合わせまして農業委員と推進委員が1人当たり30アールの掘り起こしを推進し、その他の利用権

設定も含めて全体で少なくとも年間6ヘクタールの新規集積を目指し、そして最終的には積み上げで211ヘクタールを目指すというところになります。

この28.3ヘクタールの利用集積面積も大きな数値であることから、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画では、この6ヘクタールを目標としているところではありますが、本指針においては28.3ヘクタールを平成年度の目標数値といたしております。

次に(2)のそれに向けた具体的な取り組み方法につきましては、地域の中核的農業者が中心的な担い手となれるよう、また、農地の集団化・連坦化を図り担い手の負担軽減を図れるように、人・農地プランの作成を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年などを新規就農者としての担い手に確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める、と記述いたしました。

ここでいう担い手とは認定農業者と、この認定農業者と同じ水準の方、いわゆる基本構想水準達成者及び認定新規就農者の3つが担い手という事になっております。この方々に集積を行っていかうとするもので、地域の中で中核的農業者であるけれどもその水準に達していない方々を人・農地プランの作成を促進することにより地域の中核的農業者と位置づけ、将来的に中心的な担い手となれるよう地域の話し合いを進めていく、また新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農を確保すると併せて育成も図っていかうと、そしてその方々に農地の利用集積が行われやすい環境づくりをしていかうということが取り組みとなります。

また、後継者がいない耕作者について、その方が持っている農地の状況を各委員で把握をして、将来の利用集積が計画的に進められるように、委員が地域と連携をして話し合いを行っていかうと、このような取り組みとなっております。

次に3、新規参入の促進につきまして、(1)新規参入の促進目標を3経営体としております。

この目標設定の考え方といたしまして、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標が年間3経営体となっておりますので、これに準じております。

こちらの取り組みにつきましては、新規就農を検討している方の有無等の情報収集を行っていき、新規参入の入り口となるのは就農相談というところになってくると思われますので、窓口となる関係機関と連携を強化し新規就農者を確保していかう、というところになります。

また、企業の参入を推進し直売所等の設置など販路拡大を促進して、新規参入しやすい、農業参入しやすい環境の構築を図っていかうということも必要な取り組みとなってくると思われます。

最後の4ですが、目標の見直しについては、この目標数値と目標年次につきましては、毎年、達成状況や社会情勢等を踏まえて見直しを行っていかうとしております。

以上で説明を終わります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 遊休農地に対して、課税強化するという話があったと思いますけれども、それについてはどうなっていますか。

○事務局長（窪田正） 自己所有の農地で遊休農地のままにしておくと、固定資産税が1.8倍になるという話がありました。

利用状況調査が終わった後に新たに遊休農地として判断された農地の所有者を対象に利用意向調査を行い、この中で、農地中間管理機構に貸付の意向を示されたところについては、農地中間管理機構に情報提供し、もちろん回答がない所有者もございますが、そういったものも含めて、利用意向調査を行った土地全てを情報提供しています。

そうすると、農地中間管理機構から条件が良くないということから機構としては借受ができませんという回答が返ってくるので、この回答があった農地については、課税強化の対象から除外されることになっております。

現状では市内で課税が強化された農地はないような状況になっております。

○2番（末吉光委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定し、この後開催を予定しております農業委員・推進委員合同会議に於いて賛同が得られましたら、それをもって正式決定といたしたいと思っております。

これに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしましたので、農業委員・推進委員合同会議に諮りたいと思っております。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

今回の報告は、全て先ほどご説明いたしました、大森地区ほ場整備事業に関連する内容であります。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は、71ページから82ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの7月定例会にご報告すべき当該件数は12件です。

次に報告第2号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について、資料は、83ページから90ページとなります。

これは、農業経営を後継者に譲り渡すため、農業後継者と設定した農地法第3条の規定に基づく使用貸借を解約するものであり、このたびの7月定例会にご報告すべき当該件数は8件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 5 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 3 0 年 7 月 6 日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
